

G I G Aスクール構想の実現に向けた指定都市市長会緊急要請

令和元年12月5日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」において、「全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指す」とともに、「事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずる」ことが示された。

また、令和元年12月13日に閣議決定された令和元年度補正予算案において、1人1台端末の整備及び高速大容量の通信ネットワーク整備等を包含した「G I G Aスクール構想」の実現に向け、2, 318億円が計上されたところである。

指定都市市長会では、これまでも国に対して、S o c i e t y 5. 0を見据え、子どもたちの新たな価値を創造する力の育成や、教育現場におけるI C T環境の充実等に必要な財政措置を要請しており、本構想に基づく取組は、未来を担う「人づくり」である教育活動に大きく影響を与えるものであり、大変重要であると強く認識しているところである。

一方で、国から示された1人1台端末及びネットワーク整備等のロードマップや、具体的な補助要件等に関して、導入後の将来にわたる費用負担も含め、各地方自治体の財政に与える影響は大きく、特に、多数の児童生徒及び学校施設を抱える指定都市にとっては、未だ様々な課題があるものと認識している。

S o c i e t y 5. 0といわれる新たな時代に向け、より良い教育環境を実現するため、下記の項目について要望する。

記

1 1人1台端末の整備促進

児童生徒1人1台端末の調達について、リース又は購入だけでなく、端末の設定、その他必要な業務を包括した委託等による調達についても国庫補助の対象とするなど、弾力的な運用を検討すること。

また、G I G Aスクール構想を持続可能なものとするため、国の責任において、端末整備完了後における機器の保守管理及び端末更新時の費用についても国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

2 通信ネットワークの整備促進

校内通信ネットワーク整備事業については、令和2年度内の事業完了を前提とした国庫補助事業とされているが、多数の学校施設を抱える指定都市においては、単年度での対応は困難であることから、事業実施期間を延長すること。

また、各地方自治体による実際の整備に要する経費を十分に踏まえた国庫補助金の総額を確実に確保することはもとより、短期間に集中して整備を行う必要があることから、委託等の手法も含め、整備に伴い必要となる経費についても補助対象とするほか、補助要件については1人1台端末の活用に耐えうる環境が整備されていることとするなど緩和するとともに、補助申請に係る手続きの簡素化を図ること。

更に、クラウド利用を前提とする状況においては、インターネット接続回線増強等が必要となることから、校外通信ネットワークの整備及び維持管理に係る費用についても国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

3 補助対象の拡大

児童生徒1人1台端末の導入にあたっては、学習支援及びセキュリティ対策に係るソフトウェアのライセンス費用や設定費用、キーボード等の周辺機器購入費用、指導者用端末及び一定数の予備端末購入費用等についても、運用上必要不可欠であることから、これらの費用に関しても国庫補助の対象とすること。

また、電源キャビネット及びネットワーク機器、無線LANアクセスポイントについて、校内通信ネットワーク整備が完了している学校施設に単独で整備を行う場合や、今後の施設の改修等を見据え、可動式のものを整備する場合についても国庫補助の対象とすること。

なお、端末整備と併せて、ICT支援員の増員等、「日常的にICTを活用できる体制」づくりの推進に向け、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

4 国における事業者等との調整

本事業を推進するためには、環境整備に係る費用の低廉化が重要であるが、都道府県単位の端末の共同調達に加えて、国としても費用の低廉化やネットワーク整備の早期完了に向けてICT関連事業者や電気通信事業者等と直接調整するなど、事業推進の円滑化に向けた更なる具体的な取組を検討すること。

令和2年1月30日
指定都市市長会